

議 第 160 号

平成28年 6 月10日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分にしたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大 西 一 史

記

条 例 第 54 号

平成28年 5 月 6 日

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市学校給食共同調理場設置条例（昭和48年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

熊本市学校給食託麻共同調理場	熊本市南区出仲間6丁目4番1号
----------------	-----------------

第2条 熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本市学校給食託麻共同調理場の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

平成２８年３月３１日限りで廃止された託麻共同調理場を、平成２８年度中、再度本市の学校給食共同調理場として使用するため、熊本市学校給食共同調理場設置条例（昭和４８年条例第１６号）について地方自治法第１７９条第１項の規定により一部改正を行ったので、同条第３項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。